

株式会社ワイルドローバー約款

第1条(適用範囲)

株式会社ワイルドローバー(以下、「当社」といいます)がお客様(当社が申込を承諾した申込希望者のことを指し、以下「申込者」といいます)との間で締結する各種留学手続きの代行に関する契約(以下「手続代行契約」といいます。)、この約款(以下「本約款」といいます)の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。手続代行契約とは申込者に代わって教育機関、現地提携オフィス、各種宅配会社、滞在先、研修先、インターンシップ先、ボランティア先等プログラムに関わる機関・企業・施設等(以下「現地機関」といいます)との手続きを代行するものであり、常に申込者は現地機関と直接契約を締結するものとします。当社が法令に反しない範囲で書面により、申込者との間で個別の特約を結んだ場合はその特約が本約款に優先します。

第2条(契約の申込と成立)

1)手続代行契約の申込と成立は、申込者が本約款に基づき当社所定の申込書を作成し、署名捺印の上(オンライン申込の場合は署名欄のクリックを署名とします)、当社に提出し、当社が次項に規定する申込金を申込者が当社指定の方法により当社に支払い、当社が申込金を受領した時に契約が成立するものと、契約が成立した日のことを契約日といえます。

2)申込者は申込内容確認書を確認した後、期日までに所定の申込金を支払うものとします。振込手数料等は申込者の負担とします。なお、申込金は内金です。又、現地機関の事由により、出願が受理されなかった場合、申込金全額を返金します。その他の場合は、いかなる事由でも申込金は返金されません。

申込金	¥95,000
振込先:三菱UFJ銀行 上六(うえろく)支店 普通 0632332 (株)ワイルドローバー	

第3条(申込条件)

1)契約成立後、手続きを開始しますが、開始後、現地機関が定員に達している、受付を終了している等の事由が発覚した場合、当社は速やかにこの事由を申込者に伝え、代替案を紹介いたします。当社から手続きができない旨を申込者に伝えた時点で、申込者が契約の解除を希望する場合、申込金の全額を返金します。
2)契約成立後、現地へ出発するまでの間は、申込者による現地機関への連絡は原則として当社を通すものとします。また、いかなる理由においても、当社と現地機関との業務上のやり取りを申込者に開示することはありません。
3)当社および現地機関は現地滞在中に申込者が疾病・傷害・その他の事由により、医師の診断または治療を必要と判断した場合は、必要と思われる措置を取ることがあります。これにかかる一切の責任と費用は全て申込者に帰属します。

第4条(拒否事由)

当社は、申込者より本約款に基づく手続代行契約の申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められる場合は、申込を拒否する場合があります。

- 1)申込者が未成年者の場合、手続代行契約申込について法定代理人(保護者など)の同意がないとき。
- 2)申込者の語学力等がプログラム参加に不足している、プログラム参加に必要なビザが発給されない可能性が高いなど、プログラム参加に高い条件が備わっていないと当社が認めた場合。
- 3)留学、研修、生活など現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合。
- 4)申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が留学プログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。
- 5)申込者の申込書記載内容に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明した場合。
- 6)申込者、または申込者の関係者が「暴力団員及び暴力団員となる不当な行為の防止等に関する法律」(1992年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(「暴力団員」として「暴力団員」とする)、またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
- 7)申込者が当社、現地機関に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 8)その他、当社が不適当と認めたとき。

当社の責めによらない事由により、前項各号のいずれか1つにも該当する事項が契約成立後に判明した場合、当社は本約款第15条に基づき手続代行契約を解約することができます。この場合、申込者は当社に対し本約款に規定の当社の解約手数料および現地機関の解約手数料を負担するものとします。これに必要な振込・送金にかかる手数料等は申込者の負担とします。また、当社の責めによらない事由により、前項各号のいずれか1つにも該当する事項が契約成立後に判明したことにより、申込者のプログラムが変更となった場合、申込者は当社に対し本約款に規定の当社の変更手数料および現地機関の変更手数料を負担するものとします。これに必要な振込・送金にかかる手数料等は申込者の負担とします。

第5条(サービスの内容)

当社のサービスは、申込者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験並びに英語力、留学期間および予算等の諸条件を基に、カウンセラーが個別にカウンセリングを行うこと、申込者の希望するプログラムに対する手続代行を行うこと、選航にあたっての情報提供をすることです。当社および現地機関は申込者の希望するプログラムの合格、課程修了、内定、就職等を請負うものではありません。その他留学中あるいは留学修了後の申込者に対し何らの保証をするものでもありません。なお、サービスの内容は事前に告知することなく、変更されることがあります。

第6条(カウンセリングサービス)

申込者はカウンセラーと相談し、申込者の意思によりプログラムを選定し、手続代行契約を締結するものとします。

第7条(出発前サービス)

「出発前サービス」とは、申込者が現地へ出発する前に当社が提供するサービスで申込者の選択されたプログラムによって、内容が異なる場合があります。

- 1)入学手続きの代行
現地機関および研修先への申込手続きを代行します。
- 2)滞在先手続きの代行
現地機関が指定した滞在先(ホームステイ・寮)への申込手続きを代行します。但し、申込者が当該手続きを希望しないときや現地機関に滞在施設がない場合、当該手続の代行は行いません。現地機関により、学校開始日の前日までに滞在施設の住所等がわからないこともありますが、ホームステイでは、ひとつの家庭に性別を問わず、日本人を含む複数の留学生と滞在中の場合もあり、ステイ先が変更になる場合もあります。ホストファミリーに関して、人種、性別、宗教、職業、経済状況、家族構成(シングルペアレントや単身世帯の場合もあります)、ロケーション(通学時間)など、申込者は当社および現地機関に対してリクエストはできないものとします。また、滞在先が申込者のイメージ、希望と異なる場合も変更できないものとします。なお、入居後、現地機関により変更が可能な場合は変更に応じます。その際の変更手数料は申込者の負担とします。ホストファミリーに関して、プライバシー保護の為、記載されている以上の情報は提供できないものとします。
- 3)空港出入り手続きの代行
現地空港出入りの申込手続きを代行します。現地機関が指定した出入りの者が到着予定時刻に合わせて到着ゲートにて待機します。空港から滞在先へ移動する際、複数の留学生と乗り合いになる場合もあります。空港出入り料は別途料金となります。なお、到着日の天候・交通事情・フライト遅延など、当社および現地機関の責によらない事由により、申込者と出入りの者が現地空港で会えなかった場合、当社からの空港出入り料の返金はあります。またこの場合、滞在先までの交通費などは申込者に帰属し、当社はこれらの責任を負わないものとします。ただし、現地機関の過失により、申込者と出入りの者が現地空港で会えず、申込者が独自に滞在先へ向かった場合、当社は現地機関・空港出入り料の返金を要請し、申込者へ返金します。当社および現地機関は返金以外の責任は一切負わないものとします。
- 4)航空券購入のアドバイス
申込者の入国のタイミングや適切な航空券の種類についてアドバイスします。航空券の購入は申込者が各自行うものとします。
- 5)保険の申込手続きの代行
海外旅行(留学)傷害保険の紹介と申込手続きを代行します。現地機関は受入の条件として保険加入を義務付けています。保険料は別途料金となります。
- 6)ビザ申請代行
申込者がカナダ渡航に際し、必要なビザ(就学ビザ又はワーキングホリデービザ)がある場合、原則として、就学ビザは日本国籍と韓国籍の場合のみ、ワーキングホリデービザは日本国籍の場合に限り、ビザ申請手続きを代行します。ビザ申請料およびビザ申請代行料は別途料金となります。なお、当該サービスは申込者のビザ取得を保証するものではありません。
- 7)現地機関への支払い代行
現地機関へ料金の支払い手続きを代行します。海外送金手数料(¥6,500/回)は申込者の負担とします。また利用する滞在先の条件により滞在先が異なる場合は、当社でその費用を概算請求することもあります。

8)オリエンテーションの実施

出発前に電話または来社によるオリエンテーションを実施します。荷物の準備、持参書類、入国時の注意事項などについて最終確認を行います。オリエンテーション会場までの交通費は、申込者の負担とします。契約の成立後に案内される「留学準備ガイド」、カウンセリングを通じて、留学の心構えや勉強方法、生活に必要な各種情報(お金の管理・治安状況・生活習慣など)を紹介いたします。

第8条(出発後現地サポートサービス)

- 1)「現地サポートサービス」とは、希望する申込者に対し、当社提携現地サポート会社がバンクーバーとトロントのみで提供する有料サービスです。希望者には所定の料金にて同サービスの申込手続きを代行します。
- 2)現地サポートサービスは、申込者の選択されたプログラムによって、あらかじめ含まれている場合や、内容が異なる場合があります。
- 3)現地サポートサービスは、定められた期間・回数(第14条に定める申込者の都合によるプログラムの中断等による場合を除く)に限り受けることができます。但し、当社の定める方法により申込者が申し出た場合において、やむを得ない事由があると当社が認めた場合にはこの限りではありません。
- 4)現地サポートサービスの内容は、事前に告知することなく、変更されることがあります。

第9条(サポート費用)

■カウンセリング		¥0
■基本手続き		
私立語学学校・専門学校		¥0
大学・カレッジ付属語学学校	¥37,800(税込)	※1
大学生の認定留学向け大学・カレッジ学部受講	¥37,800(税込)	※2
大学・カレッジ学部進学	¥86,400(税込)	※3
海外送金手数料	¥6,500/回	
※1)付属語学学校への入学手続き(学部進学は含まれない)。 ※2)付属語学学校を経由した条件付き受講を含む。 ※3)大学、カレッジの学部入学手続き(付属語学学校を経由した条件付き入学手続きを含む)。		

■ビザ申請代行

ワーホリビザ申請代行	¥16,200(税込)	※1 ※2
就学ビザ申請代行	¥16,200(税込)	※1 ※3
CAO 申請代行料	¥32,400(税込)	※1
※1)カナダ移民局が定める申請料が別途必要。申込者のビザ取得を保証するものではない。また大使館や移民局からの案内(メールや郵送)は自らの責任で行うものとする。 ※2)日本国籍者のみを対象とする。 ※3)原則として日本国籍者、韓国国籍者のみを対象とする。		

■現地サポート(バンクーバー/トロント)

現地サポート(プログラム期間中、最長1年まで)	¥30,000
-------------------------	---------

第10条(請求額の支払方法)

- 1)請求額は当社発行の請求書に記載される費用総額のことであり、支払いは必ず当社が別途指定する期日までに、当社指定の口座に振込あるいは当社指定の方法で支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。
- 2)当該請求の期日までに請求額をお支払い頂けない場合、当社は、手続きを停止することもあり、希望出発時期までに手続きが完了できなくなる場合があります。
- 3)現地機関の都合、各種交通機関の都合等、当社の責によらない事由により現地機関の費用が変更された場合、当該請求する方法で差額を支払う必要があります。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。

第11条(為替変動)

請求額ならびにその他の諸費用を当社が代行して海外へ支払うにあたり、当社所定の為替レートにて決済を行うこととします。請求額は、請求書発行日の当社所定為替レート(請求書発行日の三菱UFJ銀行 TTS+¥3.5)を適用し、日本円にて請求するものとします(請求書発行日が土・日曜日の場合は前日の三菱UFJ銀行 TTS+¥3.5を所定為替レートとする)。申込者は当社の指示に従い請求された費用を支払うものとします。なお、請求書発行後、為替変動による利益が生じた場合、当社より申込者に差額の返金・追加徴収は一切行わないこととします。申込者より当社への振込が指定の期日を過ぎた場合、一旦振込費用を受領しますが、申込者への請求時と為替変動が生じた場合、差額を再請求する場合があります。又、契約成立後の解約において、現地機関などから返金がある場合、返金される費用受領後に当社がカナダドルから日本円に換算するときの所定レート(換算率の三菱UFJ銀行 TTB-¥1.0)にて決済を行うものとします。なお、返金にかかる諸費用は申込者の負担とします。

第12条(申込者の申し出による契約の変更)

1)プログラムの一部変更(同一校、同一プログラム内、同一申込期間中の変更)
契約成立後の申込者の事由による、プログラムの開始日、滞在形態、現地サポート、空港出迎え等の各種変更については、本人、もしくは本人の指定する代理人による書面(又はメール)での通知を必要とします。その際、変更が可能な場合、本条で定める所定の当社変更手数料および学校などの現地機関が定める変更手数料を必要とします。振込手数料等は申込者の負担とします。

変更時期	当社変更手数料	現地機関変更手数料
契約成立日前まで	なし	なし
契約成立日以降出発の30日前まで	5,400円(税込)	現地機関変更規約に基づきます
契約成立日以降出発の3営業日(土曜日を除く)前まで	8,640円(税込)	現地機関変更規約に基づきます
出発日の2営業日(土曜日を除く)前以降	解約として取り扱うものとします。 本約款に定める解約手数料を別途当社に支払うものとします。	現地機関変更規約に基づきます

2)プログラム内容自体の変更(学校の変更、プログラムの変更、申込期間の短縮)

契約成立日以降、プログラム内容自体を変更する場合は解約として取り扱うものと、本約款に定める解約手数料を別途当社に支払うものとします。

第13条(申込者による出発前の契約の解約)

- 1)申込者は、当社所定の書面に当社に申し出ることにより、いつでも手続代行契約を解約することができます。
- 2)申込者は、1)の規定に基づき手続代行契約を解約した場合、当社および現地機関に請求額の支払いを完了しているにもかかわらず、本約款で規定する当社の解約手数料と現地機関の解約手数料を当社に支払うものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。
- 3)当社は、申込者から請求額として受領した金員がある場合、現地機関への解約手数料の支払い等に充当します。
- 4)当社は、解約に伴い発生した当社の解約手数料および現地機関の解約手数料を差し引いてもなお申込者に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続きを行います。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。

第14条(申込者による出発後の契約の解約)

申込者の都合による中途退学、中途帰国等の事由により、申込者がプログラムの実施を中断した場合、当社は、申込者より受領した請求額を申込者に返金することはありません。但し、請求額については、現地機関から当社に対し返金があった場合、中途に発生した当社の解約手数料および現地機関の解約手数料を差し引いてもなお、申込者に対し返還すべき金員がある場合は、速やかに返金の手続きを行います。但し、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。

第15条(当社による契約の解約)

- 1) 申込者に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づき手続代行契約を解約することができます。
 - ① 申込者が当社指定の期日までに必要な書類を提出しないとき。
 - ② 申込者が当社指定の期日までに必要な金員の支払いをしないとき。
 - ③ 申込者が当社に届け出た申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
 - ④ 申込者が本約款に違反したとき。
 - ⑤ 申込者が手続代行契約を維持しがたい不行為を行ったとき。
 - ⑥ 申込者が病気、介助者の不在等の事由により、プログラムの継続に耐えられないとき。
 - ⑦ 手続代行契約成立後において、本約款第4条に定める事由のうち一つにでも該当するとき。
 - ⑧ 申込者が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する破産手続の申立をし、又はその申立を受けたとき。
 - ⑨ 申込者が死亡、申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ 2 週間以上にわたって連絡不能となったとき。
 - ⑩ 申込者が現地校より退学処分や重大な警告処分を受けたとき。
 - ⑪ 申込者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が不可能と当社、現地オフィス、現地校あるいはホームステイ先(以下、「当社及び現地機関」)が判断したとき。
 - ⑫ 申込者の迷惑行為(不登校、遅刻、ひきこもり、自傷行為、授業妨害、暴行、暴言、恫喝、脅迫、強要、虚言等)により円滑な留学継続が不可能であると当社及び現地機関が判断したとき。
 - ⑬ 申込者及び保護者から当社及び現地機関へ、妨害、暴行、暴言、虚言、恫喝、脅迫、強要、等の迷惑行為があるとき。
 - ⑭ その他やむを得ない事由があると当社が判断したときや、当社の業務上の都合があるとき。

2) 前項に基づき、当社が本約款に基づき手続代行契約を解約した場合、プログラム費用、留学費用、サポート費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申込者に対して一切返金しません。また、当社および現地機関に請求額の支払いを完了している、いないにかかわらず、申込者は当社に対し、本約款の規定に基づき当社の解約手数料、現地機関の解約手数料および解約によって生じた損失を負担するものとします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等は申込者の負担とします。

解約手数料一覧(本約款第13, 14, 15条関係)

解約時期	当社解約手数料	現地機関解約手数料
契約成立日前	なし	なし
契約成立日以降出発日の60日前まで	申込金	現地機関解約規約に基づきます
契約成立日以降出発日の30日前まで	申込金+10,800円(税込)	現地機関解約規約に基づきます
契約成立日以降出発日の3営業日(土曜日除く)前まで	申込金+21,600円(税込)	現地機関解約規約に基づきます
出発日の2営業日(土曜日除く)前以降	申込金+32,400円(税込)	現地機関解約規約に基づきます

■注意事項

- ※1 請求額、解約手数料は、申込者の各種サービスの利用回数、利用内容、利用状況等により減額又は増額されるものではありません。
- ※2 申込者の都合により各種サービスを利用しなかった場合、又は利用回数が少なかった場合でも、請求額、解約手数料は減額または免除されるものではありません。
- ※3 解約手数料は、当社および現地機関に請求額の支払いを完了している、いないにかかわらず、上記に定めたとおり手続の進捗に応じて発生します。
- ※4 現地機関の解約手数料を現地機関に当社が代行して支払う際、本約款第11条の規定に基づき当社所定の為替レートを採用します。
- ※5 本約款第18条に定める事由によりプログラムが変更または解約となった場合にも所定の解約手数料が発生します。

第16条(日本の大学提携プログラムについて)

日本の大学と当社が契約をして提供する留学サポートを申込の場合は、その契約内容に準じて申込方法、申込金が異なります。また、下記サポートが別途付帯される場合があります。
航空券手配(委託先:株式会社アーク・スリー・インターナショナル)
航空券は委託先により提供されるものであり、当社が提供する商品、サービスではありません。

第17条(当社の責任範囲)

- 1) 現地機関が留学、インターンシップ、ワーキングホリデー等によりカナダで留学、研修、生活をする人々のために企画・運営・提供するプログラムは、現地機関独自のものであり、当社が自らのサービスとして提供するものではありません。当社は、本約款に基づき手続代行契約で定められた各種手続の代行、カウンセリング、オリエンテーション等を提供するのみであり、現地機関が提供するプログラム、サービスの内容等を保証するものではありません。
- 2) 当社は、本約款に基づいて、申込者の希望する現地機関に対する各種手続の代行、カウンセリング、オリエンテーション等のサービスを提供するのみであり、現地機関への入学、課程の修了、就職等を請け負うものではなく、その他プログラム、サービスの内容等を保証するものではありません。
- 3) 当社は、本約款に基づいて、申込者の希望する滞在先(ホームステイ、学生寮等)に対する手続代行を提供するのみであり、滞在先の質、内容等を保証するものではありません。
- 4) 当社は、本約款に基づいて、ビザ申請の手続代行を提供するのみであり、ビザ発給を保証するものではありません。ビザ発給の可否についてはカナダ移民局の判断によるものであり、当社は何ら責任を負いません。
- 5) 当社は、申込者と現地機関との間で申込者に生じたトラブル、損害などに対し何ら責任を負いません。

第18条(免責事項)

- 1) 当社は、以下の事由によるプログラムの変更、解約または不能により申込者に生じた損害などに対し何ら責任を負いません。また、申込金、請求額、変更/解約手数料等、申込者が既に当社に支払った費用についても一切返金しません。なお、以下の事由によりプログラムが変更または解約となった場合においても本約款所定の変更/解約手数料が発生します。
 - ① 申込者の主観的事由により、申込者が希望する留学先、研修先、滞在先等、現地機関の条件・内容が申込者に適合しない場合。
 - ② 当社の責めに帰さない現地機関の都合・判断により、申込者の留学先、研修先、宿泊滞在先、授業内容、研修内容、宿泊滞在内容、ボランティア内容、インターンシップ内容、請求額、その他プログラムの日程、内容が変更され、または不能となった場合。
 - ③ 天災、地震、戦争、暴動、テロ、ハイジャック、ストライキ、事故、運輸機関の遅延、その他当社の管理できない事由により、プログラムの内容が変更、または不能となった場合。
 - ④ 大使館、移民局等の都合、法改正等、当社の責めに帰さない事由により、プログラムの内容が変更され、または不能となった場合。
 - ⑤ 当社が管理できない申込者の都合または大使館、移民局等の都合でパスポート、ビザが発給されない場合、発給が遅延した場合、または現地へ入国拒否された場合。
 - ⑥ 当社が管理できない現地機関の都合・判断により申込者の受入れを拒否若しくは延期されたことによりプログラムが変更され、又は不能となった場合。
 - ⑦ 当社が管理できない現地機関または大使館、移民局等公的機関の責めに帰すべき事由によりプログラムが変更され、または不能となった場合。
 - ⑧ 現地機関の入学・参加許可基準に、申込者の成績が達さず申込者へのプログラム参加が変更され、または不能となった場合。
 - ⑨ 現地機関が提供する空港出迎えサービス、イベント、アクティビティなどの参加で生じた紛争・事故・損害、または病気等。
- 2) 当社および現地機関は、申込者の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、申込者は、個人の責任において行動するものとします。申込者個人の行動により生じた以下に例示するような事項は、申込者個人の責任と負担で解決するものとし、当社は何ら責任を負いません。
 - ① 申込者が日本国または現地の法令に違反し、又はそれに準ずる行為を行なったことにより生じた刑事事件等。
 - ② 申込者が現地における危機管理、安全、健康その他の配慮を欠いたことにより生じた、紛争・事故・損害、または病気等。
 - ③ 申込者その他の留学生、その他第三者との間で生じた紛争・事故・損害。
 - ④ 申込者と現地機関との間で生じた紛争・事故・損害。
 - ⑤ その他申込者個人の行動により生じた紛争・事故・損害。
 - ⑥ 特定のスポーツをする際、保険の特約が必要であれば本人の責において加入手続を行うものとします。

第19条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第20条(授業内容等の変更)

当社では、留学先学校等、現地機関から当社に送られてきた最新資料に基づきプログラムを紹介しますが、現地機関の事情による授業内容、研修内容、滞在先の変更、その他プログラム内容に関する変更について責任を負いません。

第21条(個人情報の取扱い)

申込者の個人情報は、当社の個人情報保護方針(当社ホームページ掲載)に基づき、以下のとおり取り扱います。

- ① 申込者が当社の手続代行契約を申込む際、氏名、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、性別、生年月日、出生地、国籍、婚姻歴・学歴・職歴などを通知するものとします。これら申込者の個人情報は、現地機関への手続代行、申込者への連絡、当社での顧客層の分析及び各種ご案内・情報提供等を申込者に案内する目的のみに限定し、他の目的には一切利用しません。
- ② 申込者が当社に提供される個人情報の事項については、申込者の任意で決定してください。但し、必要事項の提供がない場合、利用できないサービスや、各種手続ができない場合があります。
- ③ 当社は、申込者の個人情報を、現地機関への手続代行、航空券の手配、保険の加入、ビザ申請、キャリアカウンセリング、職業紹介、就職支援・紹介等を行うために、航空会社、保険会社、銀行、旅行社、ホールセラー、現地機関、現地政府機関、就職支援会社、職業紹介事業者、各通信・宅配事業者、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供する場合があります。
- ④ 当社は、申込者へ案内等を連絡する際、メール配信及び、ダイレクトメール代行業者等に申込者の個人情報を預託する場合があります。
- ⑤ 申込者は、いつでも申込者本人の個人情報を開示するよう求めることができます。開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合、申込者は当該個人情報の訂正、または利用の中止を要求することができます。なお、開示の際、送料等の実費は申込者の負担とします。
- ⑥ 開示、訂正、または利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールでご連絡ください。

個人情報に関する問合せ窓口:

〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島 4-1-67 LaPrimer2A
株式会社 ワイルドローバー 06-4256-6015

第22条(一般義務)

申込者は、次の各号を遵守し、当社の円滑な運営に協力するものとします。

- ① 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- ② 当社、現地機関等が定める各種規則に従って行動すること。
- ③ 当社、現地機関のみならず、現地の人々に対しても現地の文化を充分理解し、常識をわきまえて行動すること。

第23条(申込者の責任および強制帰国)

第15条に基づき当社から解約する場合、申込者は残る留学プログラムを放棄したものとみなされると共に、当社は申込者の強制帰国を指示する権利を有します。申込者は当社より強制帰国を指示された日より起算し、1週間以内に帰国するものとします。その際、申込者の家族又は任意の代理人(以下付添人)が現地へ渡航し申込者は付添人と共に帰国するものとします。なお、付添人の渡航費用は申込者の負担となります。これによる留学費用などの一切の費用の返金はありません。また、当社及び現地機関が損害を受けた場合は、当社及び現地機関は申込者に損害賠償を請求します。

第24条(準拠法)

本約款および手続代行契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第25条(裁判管轄)

本約款及び手続代行契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

第26条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第27条(連絡方法)

本約款の変更、その他当社の重要事項の変更については、当社のホームページに表示して、連絡させていただきます。

第28条(発効期日)

本約款の内容は、2018年4月1日以降に申込まれるすべての手続代行契約に適用されます。
2018年4月1日 改定